

令和4年2月9日

保護者の皆様へ

尼崎市 長

まん延防止等重点措置期間中における保育施設（事業所）の利用について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。  
第6波の到来により全国的に新規感染者の発生が拡大しており、兵庫県では令和4年1月27日から2月20日まで、まん延防止等重点措置実施区域に指定されています。

本市としましては、感染拡大の防止と社会経済活動の両立の観点から保育施設については、引き続き安心・安全な保育環境の確保に努めたうえで、開所することを基本としています。

保護者の皆様には、この感染拡大による保育施設の運営体制の確保や、各医療機関の逼迫状況を踏まえ、改めて以下の点に御留意いただきますよう、よろしくお願い致します。

#### 1 登園を控えていただく場合について

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 入所児童や保護者（同居者含む）に発熱やせき、喉痛等の症状が現れている場合</li><li>② 同居家族など身近で新型コロナウイルス感染症に罹患している方がいる場合</li><li>③ 同居家族など身近で濃厚接触者に特定されている方がいる場合</li><li>④ 同居家族など身近でPCR検査等を受検されている方がいる場合</li></ul> |
|--|

#### 2 保育料の軽減措置の変更について

令和3年10月1日に通知いたしました保育料の軽減措置の対象となる要件として、園児や同居家族等が発熱やせき等の症状の判定は、かかりつけ医等の受診や相談を前提としておりましたが、令和4年2月10日から、まん延防止等重点措置期間中（延長された場合はその期間も含む。）は、各医療機関での受診がない場合においても、保護者からの発熱症状等の申し立てにより軽減措置の対象といたします。

なお、保護者からの申し立て（各医療機関での受診がない場合）による保育料軽減の対象期間は3日間としますが、これは一般的に軽症であっても症状が4日以上続く場合は、必ず「発熱等受診・相談センター」へ相談するよう国からの呼びかけがあることによるものです。

（各医療機関の受診があれば、症状が4日以上続く場合も4日目以降の保育料は軽減の対象になります。）

子どもたちに安心して安全な保育を提供するために、御理解と御協力をお願いいたします。

以上

（保育管理課・こども入所支援担当）

令和3年10月1日

保護者の皆様へ

尼崎市 市長

## コロナ禍における保育施設の利用及び保育料の軽減措置について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。  
保育施設につきましては、国等の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することが求められています。

本市としましても、感染拡大の防止と社会経済活動の両立の観点から、引き続き安心・安全な保育環境の確保に努めたうえで、開所することを基本としています。

こうした取組の推進にあたり、どのような場合に保育施設の登園を控えていただくのか、また保育施設に御連絡いただくのかなどについて改めて整理し、その際の保育料軽減についても一部追加を行っております。

保護者の皆様におかれましては、保育施設の利用にあたり、特に以下の点に御留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 1 登園を控えていただく場合について

（以下の①～④のすべてについて10月1日（金）から保育料の軽減対象になります。）

- |  |
|--|
| <p>① 入所児童や保護者（同居者含む）に発熱（※1）やせき等の症状が現れている場合<br/>（裏面「5 保育料の軽減の対象について」の(4)のとおり）</p> <p>② 同居家族など身近（※2）で新型コロナウイルス感染症に罹患している方がいる場合<br/>（裏面「5 保育料の軽減の対象について」の(5)のとおり）</p> <p>③ 同居家族など身近で濃厚接触者に特定されている方がいる場合<br/>（裏面「5 保育料の軽減の対象について」の(6)のとおり）</p> <p>④ 同居家族など身近でPCR検査を受検されている方がいる場合<br/>（裏面「5 保育料の軽減の対象について」の(7)のとおり）</p> |
|--|

児童が陽性又は、濃厚接触者に特定（※3）された場合はもちろんのこと、上記①～④のいずれかに該当する場合においても、保育施設の登園を控えてください。

なお、同居家族など身近で濃厚接触者に特定された場合等によりPCR検査を受検し、その結果が陰性であれば、入所児童の登園は可能です。

※1 法令上、発熱は37.5℃以上と定義されていますが、発熱を判断する際、特に入所児童においては平熱に個人差があります。平熱が高めである入所児童の発熱については、利用施設と十分に協議の上、御判断ください。

※2 保護者、同居者の他に、普段から入所児童と頻りに接触がある親族や友人等。

※3 原則2週間（保健所から指示のあった期間）の自宅待機をお願いします。

## 2 保育施設への連絡について

いち早く情報を把握し、保育施設内での感染拡大を防止するため、入所児童や保護者（同居者含む）が、次の状況になった場合は必ず保育施設に連絡してください。

- ① 体調不良の場合
- ② 保健所から濃厚接触者に特定された場合
- ③ 体調不良等により、PCR検査等を受ける場合
- ④ PCR検査等の結果が出た場合
- ⑤ 勤務先、習い事先、学校等、身近で陽性者が確認された場合

## 3 入所児童又は職員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合

当該保育施設は臨時休業となります。

## 4 当該保育施設の職員が複数濃厚接触者に特定された場合

保育士が複数名出勤できない状況となり、十分な保育運営体制がとれない場合は、当該保育施設が臨時休業となる場合もあります。

## 5 保育料の軽減（日割り計算）の対象について

**御注意：10月1日（金）から(4)～(7)を追加しています。**

- (1) 新型コロナウイルス感染症の陽性者が判明することで御利用の保育施設が臨時休業となった場合、再開までの休園期間
- (2) 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した児童については、完治され保育施設の利用を再開される日の前日までの期間
- (3) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された児童については、保健所が指定する自宅待機の期間
- (4) 児童又は、同居家族が、発熱やせき等の症状が現れている場合で、家庭保育を行った期間
- (5) 同居家族など身近で新型コロナウイルス感染症に罹患している方がいる場合において、家庭保育を行った期間
- (6) 同居家族など身近で濃厚接触者に特定されている方がいる場合において、家庭保育を行った期間
- (7) 児童又は、同居家族など身近で、濃厚接触者に特定されていない場合において、保健所やかかりつけ医の指示でPCR検査を受け、その結果が判明するまで家庭保育を行った期間

※上記(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)のいずれかに該当する場合は、別添の「欠席申請書」に必要事項を記入し、御利用の保育施設から「※保育施設記入欄」に署名をいただいたうえで保育施設を通じて申請をお願いいたします。

子どもたちに安心して安全な保育を提供するために、御理解と御協力をお願いいたします。

以上

（保育管理課・こども入所支援担当）